

入札のご案内

令和2年度 立木 第4回

立木資格付一般競争入札物件明細書

入札日 令和3年1月25日（月）

開始 10時00分

締切 10時05分

入札場所 吾妻森林管理署（入札室）

吾妻森林管理署

〒377-0423

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1

TEL：0279-75-3344

FAX：0279-75-3346

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たっては森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和3年1月25日（月）

入札開始 10時00分

締切 10時05分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

吾妻森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒377-0423

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1 吾妻森林管理署

（2）到着期限 1月22日（金） 17時00分必着。

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 入札番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐・複層伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

（2）物件毎の特約事項・入札条件等については、別紙4「特約事項」及び各販売物件明細書内【その他条件等】を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

- (1) 令和２年度から令和６年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。
- (2) 次の事項に該当する者は参加することが出来ません。
 - ア 予算決算及び会計令第７０条に該当する者。
 - イ 予算決算及び会計令第７１条に該当する者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の１００分の５に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額１０％を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表されるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙１－１）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙１－２）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙２）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れてした入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結期限は**令和3年2月1日（月）まで**とします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.69%）
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日
ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

- (3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を吾妻森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を吾妻森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書（案）
- ア 販売物件明細書：吾妻森林管理署又は吾妻森林管理署ホームページで閲覧して下さい。
- イ 契約書（案）：吾妻森林管理署で閲覧して下さい。
吾妻森林管理署のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/agatuma/index.html>
- (2) 各規程等
- ア 国有林野事業林産物売買契約約款
- イ 国有林野の産物売払規程
- ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
- エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）
上記ア～エは下記、関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。
関東局ホーム>公売・入札情報等>公売・入札情報>林産物の売払情報
ホームページを閲覧できない方は、吾妻森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

1.5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当た

って森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。

(3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

吾妻森林管理署業務グループ（経営担当）

電話番号 0279-75-3344 FAX 番号0279-75-3346

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

森林内で作業される 事業者のみなさまへお願いします。

**本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに
感染した野生イノシシが確認されています！**

CSFウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっているため、靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土などによって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルス
がいる可能性が！



- 作業場所から引き上げる時、車両等に乗る前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- 靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。**
- 山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- 死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。

委 任 状 (例)

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

Ⓔ

分任契約担当官
吾妻森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3

4 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 受任者使用印鑑

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

吾妻森林管理長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

(代理人)

氏 名

⑩

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特 約 事 項

1. 該当森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」を提出して森林官と協議のうえ作業を進めてください。なお、提出いただいた作業計画届については、労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供しますのでご承知願います。また、作業着手時及び終了時には、事前に該当森林官へ連絡し、現地の確認を受けてください。
2. 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有者との交渉は、買受人が行ってください。私有・公道等の利用における申請等については、買受人において所定の手続きを行うこととなります。万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受人が当該所有者と協議のうえ、買受人の負担により修復または賠償等を行っていただくこととなります。
3. 公売案内図面に記載された、国有林内既設作業道（自動車道）及び土場敷（以下「既設作業道等」とする）については、無料利用承認によらず現況により使用することを承認します。
なお、既設作業道等以外へ新規に作業道作設、土場敷として利用する場合には、無料利用承認申請が必要となりますので該当森林官へ連絡し手続きを行ってください。
4. 保安林内において、搬出路や土場等を作設・利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への協議が必要となり、支障木の調査及び手続きには時間を要することから、作業着手前に余裕をもって該当森林事務所に申し出てください。
5. 搬出路作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって該当森林事務所に申し出ることとし、必ず支障木の代金納入ができる金融機関の発行する振り込み証書の写しを森林管理署に提出のうえ作業に着手してください。
6. 複層伐・択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木の保護、その他当該森林の保護に努めなければなりません。
7. 買受人は、労働安全衛生、山林火災、天候等に十分注意し、作業を実施してください。万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官もしくは、森林管理署へ連絡してください。また、狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の

入口等分かりやすい箇所に提示してください。

8. 伐採及び搬出の際は、「官民境界標識」に毀損^{きそん}、亡失等のないように作業を行ってください。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元していただくことになります。
9. 末木枝条、残材、根株等を沢や土場周辺に放置しないでください。また、搬出路に水切り等の排水施設を整備し、泥水等が直接沢や公道等に流出しないようにしてください。特に、洗い越し等沢付近での作業は、下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意してください。
10. 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出をしてください。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議してください。
11. 分収林の口座振込について
本物件は部分林契約箇所です。通常の代金納入方法とことなり、次のとおりとなります。
(1) 国の持分に係る代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。
(2) 分収林契約者の持分に係る代金については、分収林契約者の指定する金融機関口座に振り込んでいただきます。
なお、振り込みに係る手数料は、買受者の負担とし、分収林契約者の持分に係る代金についての延納は、認めません。
12. 以上のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固な土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第 1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m 以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m 程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第 2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m 程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

公道等への土砂の流出、土石の転落を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

第4回 公 売 物 件 一 覧 表

売払 番号	物件所在地	面 積 (ha)	樹 種	本 数 (本)	材 積 (m ³)	備 考
1	吾妻郡東吾妻町大字大原字岩櫃山国有林 51に 林小班 伐採種 皆伐 林齢 51 年生	2.85	スギ ヒノキ アカマツ その他L	2,697	2,001.25	・分収造林 ・毎木調査法
	吾妻郡東吾妻町大字大原字岩櫃山国有林 51ほ 林小班 伐採種 皆伐 林齢 49 年生	6.10	スギ ヒノキ カラマツ アカマツ その他L	5,475	4,133.02	
	吾妻郡東吾妻町大字大原字岩櫃山国有林 51ち1 林小班 伐採種 皆伐 林齢 51 年生	4.38	スギ ヒノキ サワラ アカマツ その他L	4,778	3,505.78	
	吾妻郡東吾妻町大字大原字岩櫃山国有林 51ち2 林小班 伐採種 皆伐 林齢 50 年生	2.27	スギ ヒノキ アカマツ その他L	2,179	1,262.28	
	小計	15.60		15,129	10,902.33	
2	吾妻郡東吾妻町大字岩下字岩下山国有林 52か1 林小班 伐採種 皆伐 林齢 50 年生	4.11	スギ アカマツ その他L	6,526	2,704.46	・分収造林 ・毎木調査法
	吾妻郡東吾妻町大字岩下字岩下山国有林 52か2 林小班 伐採種 皆伐 林齢 51 年生	5.64	スギ アカマツ その他L	9,032	4,021.85	
	小計	9.75		15,558	6,726.31	

お知らせ

※その他の詳細については物件明細書をご確認ください。

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされた森林の立木である。

現地案内について

現地案内を下記日程により行いますので、ご希望の方は案内日時の前日午後4時までに吾妻森林管理署業務グループ経営担当または担当森林事務所まで電話またはFAXにて申込みのうえ、時間までにご参集ください。

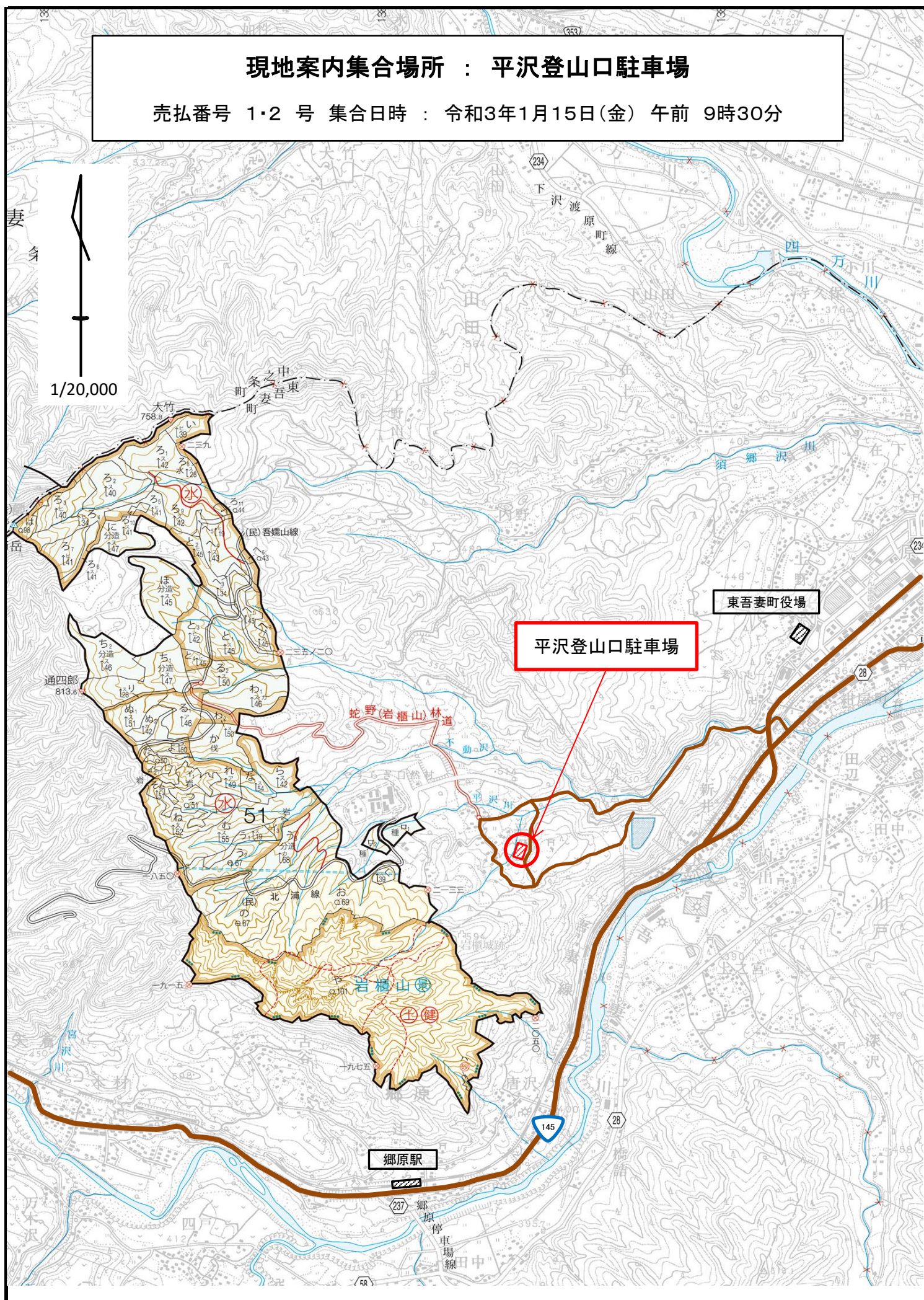
案内日時	売払 番号	集合場所	担当森林事務所	備 考
令和3年1月15日(金) 午前 9時30分	1・2	平沢登山口駐車場	首席森林官(大戸・太田) TEL:0279-69-2033 FAX:0279-69-2033	

現地案内集合場所：平沢登山口駐車場

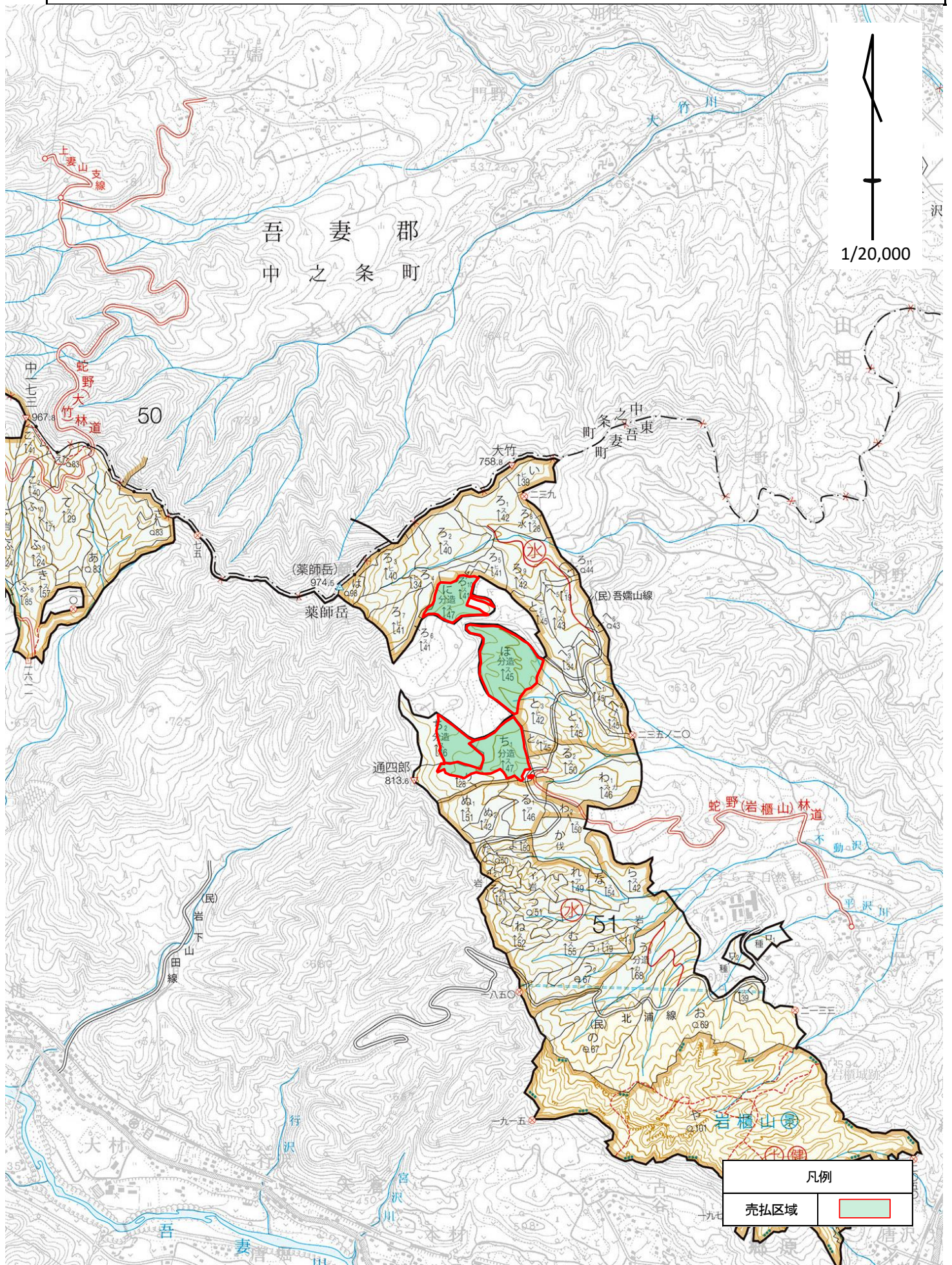
売払番号 1・2 号 集合日時：令和3年1月15日(金) 午前 9時30分

現地案内集合場所：平沢登山口駐車場

売払番号 1・2 号 集合日時：令和3年1月15日(金) 午前 9時30分



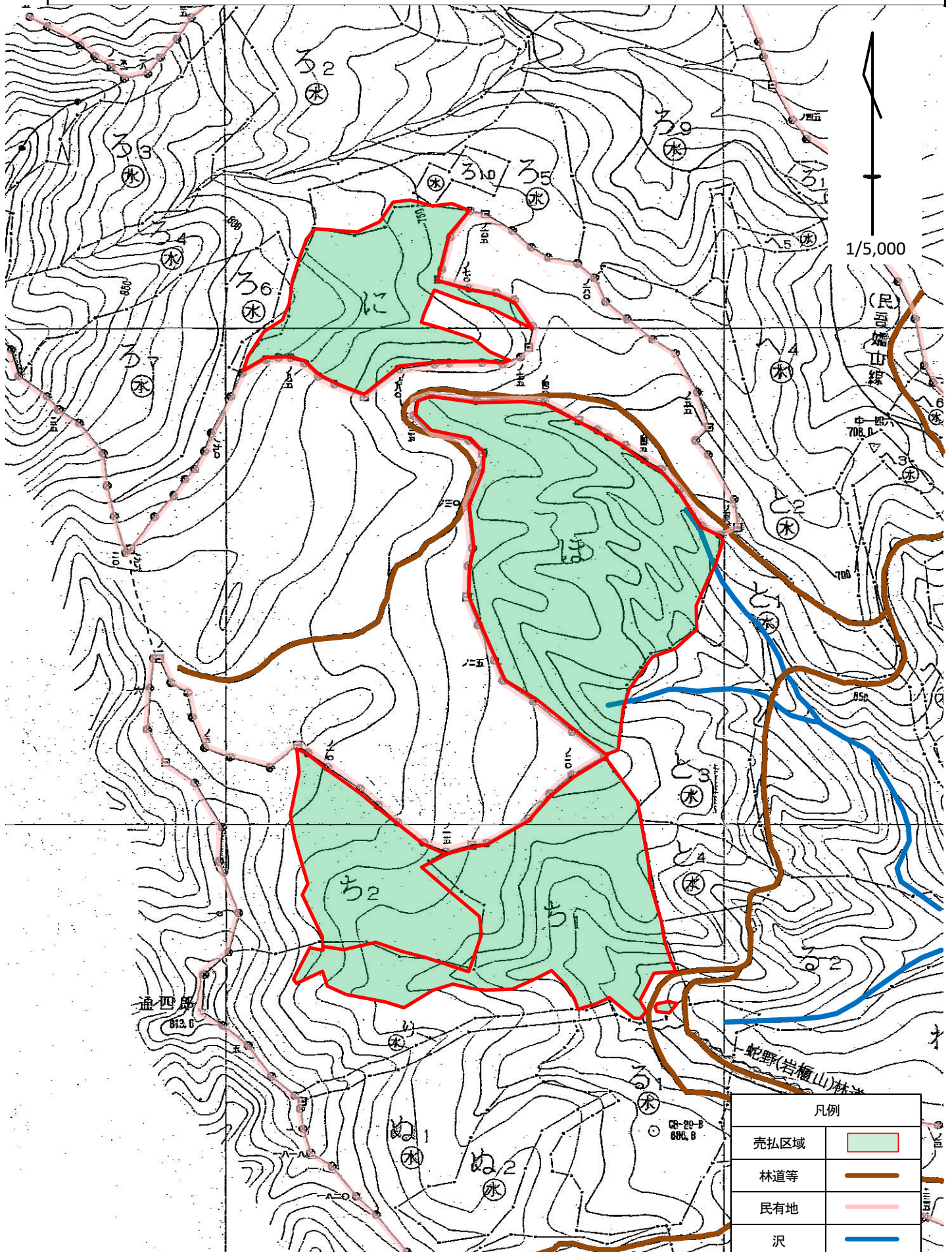
令和2年度 第4回 立木現地案内 位置図
 第1号物件(分収造林)
 東吾妻町大字原町字岩櫃山国有林 51に・ほ・ち1・ち2林小班



令和2年度 第4回 立木現地案内 位置図

第1号物件(分収造林)

東吾妻町大字原町字岩櫃山国有林 51に・ほ・ち1・ち2林小班



販 売 物 件 明 細 書

売 払 番 号 第 1 号

1. 物件所在地 : 吾妻郡東吾妻町大字原町字岩櫃山国有林51に・ほ・ち1・ち2林小班

2. 伐 採 種 : 皆伐

5. 収 穫 面 積 : 15.60 ha

3. 区 分 : 分収造林

6. 林 齢 : 49～51 年生

4. 搬 出 期 間 : 36ヶ月

【その他条件等】

樹 種	用材区分	本 数	材 積(m³)	径級別内訳
スギ	一般材	11,787	9,781.82	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	〃	14	9.77	〃
カラマツ	〃	1	1.18	〃
サワラ	〃	2	2.81	〃
アカマツ	〃	167	141.75	〃
一般材N計		11,971	9,937.33	
クリ	一般材	2	1.89	樹種別直径等明細書のとおり
コナラ	〃	2	1.29	〃
サクラ	〃	3	2.27	〃
ミズキ	〃	5	4.43	〃
他L	〃	1	0.90	〃
一般材L計		13	10.78	
一般材計		11,984	9,948.11	
低質材スギ	低質材	1,401	627.46	
低質材ヒノキ	〃	11	4.00	
低質材アカマツ	〃	304	161.67	
低質材L	〃	1,429	161.09	
低質材計		3,145	954.22	
計		15,129	10,902.33	
メ モ				
入札枚数	順 位	氏 名	金 額	備考・落否
	1番札			
	2番札			
	3番札			

売 払 番 号 第 1 号 - 1

- 【その他条件等】

樹 種	用材区分	本 数	材 積(m³)	径級別内訳
スギ	一般材	2,001	1,778.35	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	〃	4	2.59	〃
アカマツ	〃	57	44.91	〃
一般材N計		2,062	1,825.85	
ミズキ	一般材	1	0.57	樹種別直径等明細書のとおり
一般材L計		1	0.57	
一般材計		2,063	1,826.42	
低質材スギ	低質材	161	82.94	
低質材ヒノキ	〃	4	1.53	
低質材アカマツ	〃	133	65.15	
低質材L	〃	336	25.21	
低質材計		634	174.83	
計		2,697	2,001.25	

メ 毛

売 払 番 号 第 1 号 - 2

4. 搬出期間： 36ヶ月

樹 種	用材区分	本 数	材 積(㎡)	径級別内訳
スギ	一般材	4,872	3,899.60	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	〃	3	3.71	〃
カラマツ	〃	1	1.18	〃
アカマツ	〃	34	21.92	〃
一般材N計		4,910	3,926.41	
ミズキ	一般材	2	1.57	樹種別直径等明細書のとおり
一般材L計		2	1.57	
一般材計		4,912	3,927.98	
低質材スギ	低質材	382	165.12	
低質材ヒノキ	〃	4	0.84	
低質材アカマツ	〃	39	21.22	
低質材L	〃	138	17.86	
低質材計		563	205.04	
計		5,475	4,133.02	

- 23 -

売払番号	林小班	面積 (ha)	林齢	伐採種	区分
1-2	51㍻	6.10	49	皆伐	分収造林

- 24 -

樹種別直径等明細書

売払番号		林小班		面積(ha)		林齢		伐採種 皆伐		区分		分収造林											
1-2		51ほ		6.10		49																	
		アカマツ		ミズキ		樹種		樹種		樹種		樹種											
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積				
一般材	20	17	3	0.78	一般材	34	19	1	0.76														
	20	21	1	0.32		36	18	1	0.81														
	22	19	1	0.35																			
	22	21	1	0.39																			
	22	22	1	0.41																			
	22	23	1	0.43																			
	24	21	2	0.92																			
	24	22	1	0.48																			
	26	21	3	1.59																			
	26	22	1	0.56																			
	26	24	1	0.61																			
	28	17	2	0.98																			
	28	21	2	1.22																			
	28	23	1	0.67																			
30	19	1	0.62																				
30	22	1	0.72																				
32	22	2	1.62																				
32	23	2	1.70																				
34	22	2	1.82																				
34	23	2	1.90																				
36	22	1	1.00																				
40	23	1	1.27																				
44	23	1	1.56																				
小計			34	21.92	小計			2	1.57	小計					小計								
樹種計			34	21.92	樹種計			2	1.57	樹種計					樹種計								
																				一般材総本数		4,912	
																				一般材総材積		3,927.98	

売 払 番 号 第 1 号 - 3

4. 搬出期間： 36ヶ月

樹 種	用材区分	本 数	材 積(㎡)	径級別内訳
スギ	一般材	3,613	3,136.04	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	〃	6	3.04	〃
サワラ	〃	2	2.81	〃
アカマツ	〃	15	16.19	〃
一般材N計		3,636	3,158.08	
クリ	一般材	1	1.04	樹種別直径等明細書のとおり
サクラ	〃	1	0.64	〃
ミズキ	〃	2	2.29	〃
一般材L計		4	3.97	
一般材計		3,640	3,162.05	
低質材スギ	低質材	594	269.74	
低質材ヒノキ	〃	3	1.63	
低質材アカマツ	〃	26	15.57	
低質材L	〃	515	56.79	
低質材計		1,138	343.73	
計		4,778	3,505.78	

メ モ

樹種別直径等明細書

売払番号		林小班	面積(ha)	林齢	伐採種 皆伐	スギ		樹種	スギ		樹種	ヒノキ		樹種	サワラ	
1-3		51ち1	4.38	51	分収造林	本数	材積	区分	樹高	本数	材積	樹高	本数	材積	樹高	本数
区分	樹種	樹高	本数	材積	区分	樹高	本数	材積	樹高	本数	材積	樹高	本数	材積	樹高	本数
一般材	14	15	6	0.72	一般材	60	1	3.21	28	1	3.21	22	1	0.32	22	1
	16	17	23	4.14								24	1	0.40	23	1
	18	18	88	21.12								26	1	0.40		
	20	20	158	50.56								26	1	0.43		
	22	21	248	101.68								28	1	0.66		
	24	23	348	184.44								30	1	0.83		
	26	23	385	234.85												
	28	24	442	322.66												
	30	24	410	336.20												
	32	25	344	323.36												
	34	25	296	307.84												
	36	26	268	321.60												
	38	26	194	256.08												
	40	26	145	210.25												
	42	26	107	167.99												
	44	26	60	102.60												
	46	26	38	70.30												
	48	27	27	55.89												
	50	28	13	30.03												
	52	24	1	2.13												
	52	27	2	4.78												
	52	28	2	4.96												
	52	29	1	2.57												
	54	27	2	5.12												
	54	28	2	5.30												
	54	29	1	2.75												
	58	27	1	2.91												
小計			3,612	3,132.83	小計		1	3.21					6	3.04		2
樹種計					樹種計		3,613	3,136.04					6	3.04		2
															一般材総本数	
															一般材総材積	

樹種別直径等明細書

売払番号		林小班	面積(ha)	林齢	伐採種 皆伐	区分		サクラ		ミズキ	
1-3	51ち1	51	4.38	51	分収造林	樹種	材積	樹種	材積	樹種	材積
区分	樹種	アカマツ		樹種	クリ		材積	樹種	サクラ		材積
		樹高	本数		樹高	本数			樹高	本数	
一般材	22	16	1	38	21	1	1.04	32	18	1	0.64
	24	21	1					36			0.85
	32	20	1					44			1.44
	32	21	1								
	32	24	1								
	36	22	1								
	36	23	1								
	36	24	1								
	38	20	1								
	38	22	1								
小計	38	24	1								
	40	20	1								
	46	24	1								
	46	25	1								
	48	23	1								
小計			15			1	1.04			1	0.64
樹種計			15			1	1.04			1	0.64
										一般材総本数	
										3,640	
										一般材総材積	
										3,162.05	

販 売 物 件 明 細 書

売 払 番 号 第 1 号 - 4

1. 物件所在地 : 吾妻郡東吾妻町大字原町字岩櫃山国有林51ち2林小班
2. 伐採種 : 皆伐 5. 收穫面積 : 2.27 ha
3. 区分 : 分収造林 6. 林齡 : 50 年生
4. 搬出期間 : 36ヶ月

【その他条件等】

樹 種	用材区分	本 数	材 積(m³)	径級別内訳
スギ	一般材	1,301	967.83	樹種別直径等明細書のとおり
ヒノキ	〃	1	0.43	〃
アカマツ	〃	61	58.73	〃
一般材N計		1,363	1,026.99	
クリ	一般材	1	0.85	樹種別直径等明細書のとおり
コナラ	〃	2	1.29	〃
サクラ	〃	2	1.63	〃
他L	〃	1	0.90	〃
一般材L計		6	4.67	
一般材計		1,369	1,031.66	
低質材スギ	低質材	264	109.66	
低質材アカマツ	〃	106	59.73	
低質材L	〃	440	61.23	
低質材計		810	230.62	
計		2,179	1,262.28	

メ 毛

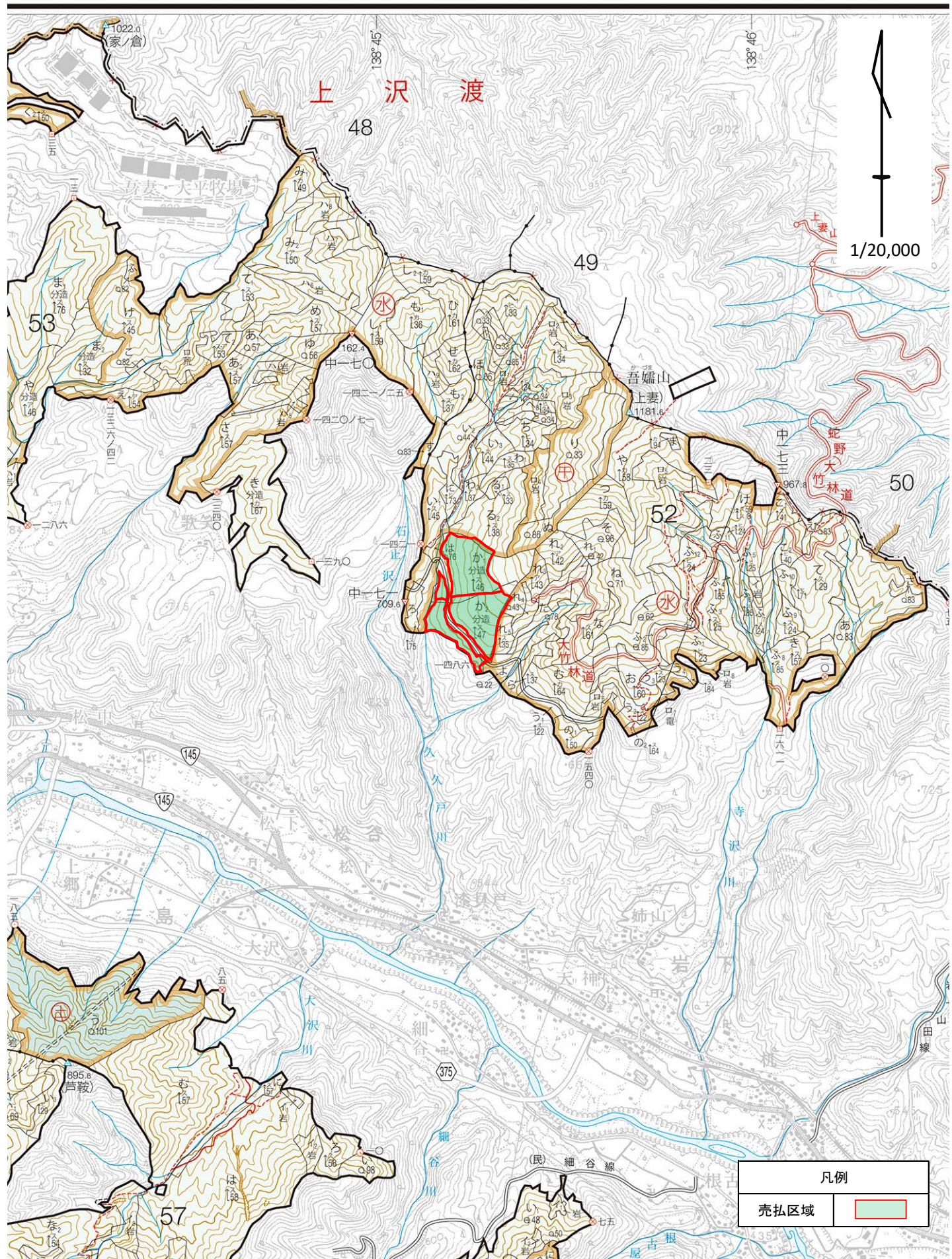
樹種別直径等明細書

売払番号			林小班		面積(ha)		林齢		伐採種		区分	
1-4			51ち2		2.27		50		皆伐		分収造林	
			スギ				樹種		ヒノキ		アカマツ	
樹種			樹高		本数		材積		樹種		樹高	
径級			樹高		本数		材積		径級		樹高	
一般材			14	5	0.55	1	0.43	26	17	26	20	5
			16	19	3.23					28	20	3
			18	37	8.88					30	20	9
			20	67	20.10					32	21	4
			22	106	41.34					34	22	10
			24	155	74.40					36	22	10
			26	150	87.00					38	23	7
			28	171	117.99					40	24	7
			30	157	122.46					42	19	2
			32	109	93.74					44	20	1
			34	105	105.00					46	23	1
			36	79	86.90					48	21	1
			38	49	62.23					48	22	1
			40	43	59.77							
			42	22	34.54							
			44	16	28.32							
			46	2	3.42							
			46	1	1.78							
			46	2	3.70							
			48	3	6.00							
			50	1	2.07							
			50	1	2.23							
			54	1	2.18							
小計				1,301	967.83	小計	1	0.43	小計		61	58.73
樹種計				1,301	967.83	樹種計	1	0.43	樹種計		61	58.73
			一般材総本数									
			一般材総材積									

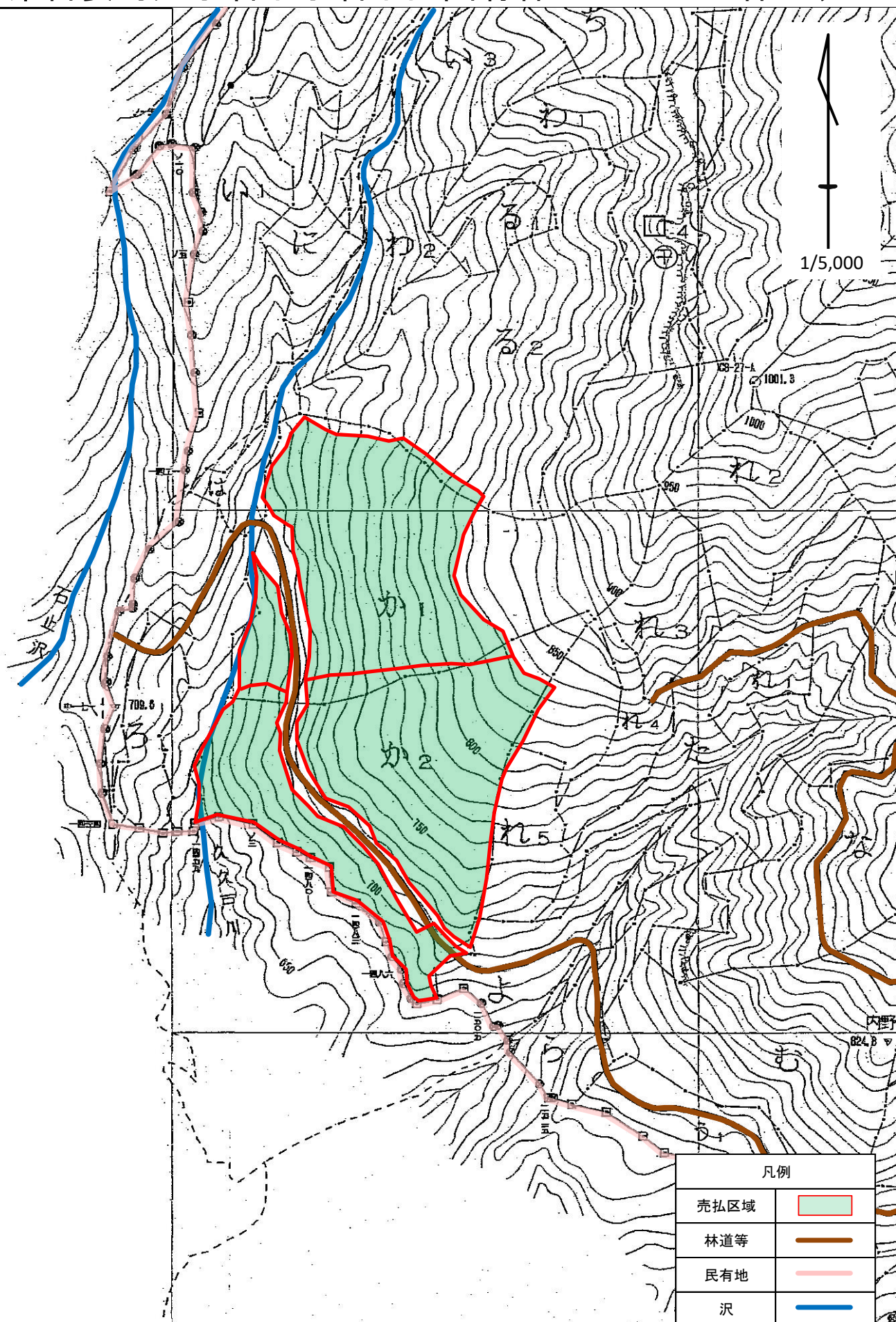
樹種別直径等明細書

売払番号		林小班		面積(ha)		林齢		伐採種		区分	
1-4		51ち2		2.27		50		皆伐		分収造林	
樹種		コナラ		サクラ		樹種		他L		樹種	
区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級	樹高	本数	材積	区分	径級
一般材	30	18	1	0.57	一般材	32	18	1	0.64	一般材	38
	34	18	1	0.72		40	18	1	0.99		18

令和2年度 第4回 立木現地案内 位置図
第2号物件(分収造林)
東吾妻町大字岩下字岩下山国有林 52か1・か2林小班



令和2年度 第4回 立木現地案内 位置図
 第2号物件(分収造林)
 東吾妻町大字岩下字岩下山国有林 52か1・か2林小班



売 払 番 号 第 2 号

- 【その他条件等】

メ モ

販 売 物 件 明 細 書

売 払 番 号 第 2 号 - 1

1. 物件所在地 : 吾妻郡東吾妻町大字岩下字岩下山国有林52か1林小班
2. 伐採種 : 皆伐
3. 区分 : 分収造林
4. 搬出期間 : 36ヶ月
5. 收穫面積 : 4.11 ha
6. 林齡 : 50年生

【その他条件等】

樹 種	用材区分	本 数	材 積(㎡)	径級別内訳
スギ	一般材	4,555	2,222.96	樹種別直径等明細書のとおり
アカマツ	〃	140	95.44	〃
一般材N計		4,695	2,318.40	
ホオノキ	一般材	1	0.80	樹種別直径等明細書のとおり
一般材L計		1	0.80	
一般材計		4,696	2,319.20	
低質材スギ	低質材	958	240.48	
低質材アカマツ	〃	178	64.35	
低質材L	〃	694	80.43	
低質材計		1,830	385.26	
計		6,526	2,704.46	

メ モ

樹種別直径等明細書

売払番号			林小班		面積(ha)		林齢		伐採種		区分	
2-1			52か1		4.11		50		皆伐		分収造林	
			スギ				樹種		スギ			
樹種			樹高		本数		材積		区分		樹種	
径級			樹高		本数		材積		区分		樹種	
12			13		39		3.12		一般材		16	
14			16		194		25.22				20	
16			18		385		73.15				22	
18			19		543		135.75				24	
20			20		660		211.20				26	
22			22		606		260.58				28	
24			22		579		289.50				30	
26			23		466		284.26				32	
28			23		385		265.65				34	
30			23		252		196.56				36	
32			24		157		141.30				38	
34			24		121		121.00				42	
36			24		72		79.20				44	
38			25		47		59.69				44	
40			25		27		37.53				44	
42			26		8		12.56				46	
44			24		1		1.58				46	
44			26		2		3.42				46	
44			28		1		1.84				46	
46			24		1		1.71				46	
46			25		1		1.78				46	
46			26		1		1.85				46	
46			27		1		1.92				46	
46			28		1		1.99				46	
48			26		2		4.00				48	
48			27		1		2.07				48	
50			27		1		2.23				50	
小計					4,554		2,220.66		小計		140	
									2.30		95.44	
									小計		1	
樹種計									樹種計		1	
									樹種計		1	
									一般材総本数		4,696	
									一般材総材積		2,319.20	

売 払 番 号 第 2 号 - 2

4. 搬出期間： 36ヶ月

樹 種	用材区分	本 数	材 積(㎡)	径級別内訳
スギ	一般材	6,671	3,355.36	樹種別直径等明細書のとおり
アカマツ	〃	161	145.58	〃
一般材N計		6,832	3,500.94	
クリ	一般材	1	0.81	樹種別直径等明細書のとおり
ケヤキ	〃	3	2.54	〃
ミズキ	〃	1	0.99	〃
一般材L計		5	4.34	
一般材計		6,837	3,505.28	
低質材スギ	低質材	1,535	383.04	
低質材アカマツ	〃	191	95.38	
低質材L	〃	469	38.15	
低質材計		2,195	516.57	
計		9,032	4,021.85	

- 37 -

林小班	面積 (ha)	林齡	伐採種	區分
52か2	5.64	51	皆伐	分収造林

- 38 -